

青色申告 ~Shoup should shout~

前回、青色専従者給与についてご説明しましたが、今回は青色申告制度のお話です。



1 青色申告とは？

(1) 青色申告

青色申告とは、簿記のルールに則り帳簿を作成し、その帳簿を基に正しい所得や税額を計算する制度です。青色申告を採用した人は、その作成した帳簿とその根拠となる書類を一定期間保存しなければならないという義務があります。一方、その義務を負う見返りとして各種の優遇措置（特典）が設けられていますが、これについては次回以降でお話します。

簿記のルールは、複式簿記による帳簿に基づき貸借対照表及び損益計算書を作成することが原則ですが、簡易な記帳により損益計算書を作成するという方法も認められています。

青色申告を採用しない場合の白色申告に対して、この『青色』は青色申告の申告書が青かったことに由来します。現在の所得税の申告書はカラフルに統一されていますが、法人税では今でも青い色の申告書を用います。所得税で青色申告ができるのは不動産所得・事業所得・山林所得のある人のみです。給与所得のみの場合は該当しません。

(2) シャウプ勧告

青色申告は、昭和24年9月のシャウプ勧告に基づき昭和25年4月に導入されました。『シャウプ』さんは、日本の税制の礎を築いた人の名前です。戦前の所得税は課税庁が税額を決定し納税者に通知し、通知された金額を納税する賦課課税という制度でした。それが、納税者自らが税額を計算し申告して納付する申告納税という制度に変更されました。そのため、納税者が正しく税額を計算できる環境が必要となりました。

日本人は、青といえば青く美しい空を思い浮かべるように青に対するイメージが良いということで青色申告になったといわれています。もし、彼がイロキチで『ピンクがよからう』などと進言していたら、今頃は皆で当たり前のように桃色申告を・・・？

(3) 青色申告率

平成21年度の資料によれば事業所得者の青色申告率は約53.7%、不動産所得者の青色申告率は57.9%となっています。そんなに高くありませんね。

(4) クロヨン？トーゴーサン？トーゴーサンピン？

税務署による所得の捕捉率（すなわち正しい所得のうち税務署がどれだけ把握できているか）を表す言葉として使われています。給与所得者の場合は会社が源泉徴収するので不正は難しく9割～10割、自営業者はせいぜい5割～6割、農業等では3割～4割、そして政治家に至っては皮肉をこめて1割の捕捉率ということで、クロヨン（9割・6割・4割）、トーゴーサン（10割・5割・3割）、トーゴーサンピン（10割・5割・3割・1割）と言われています。いずれにしても真偽の程は定かではありませんが、職業によって納税に不公平が生じるということはあってはいけないので、その点からも正しい記帳・申告が求められます。納税者にとっては優遇される青色申告。一方で税務署側にも青色申告をしてもらうメリットがあるのです。



目の付けどころが、シャウプでしょ。

SHOUP

